

総合評価落札方式競争入札技術評価基準の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後						
<p>総合評価落札方式競争入札技術評価基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 〔総務第66号〕</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和4年3月23日付け出総第357号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、令和5年3月10日付け出総第334号一部改正、令和6年3月4日付け出総第249号一部改正</p> <p>第1～第5 〔略〕</p> <p>附則（平成23年6月29日付け総務第66号）～（令和6年3月4日付け出総第249号） 〔略〕</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">評価基準及び配点（技術提案評価項目A）</p> <p><u>1 一般工事用 〔略〕</u></p> <p><u>2 災害復旧工事用 〔略〕</u></p> <p><u>3 海上・海中工事用 〔略〕</u></p> <p><u>4 一般工事用（ICT活用工事） 〔略〕</u></p> <p><u>5 災害復旧工事用（ICT活用工事） 〔略〕</u></p> <p><u>6 海上・海中工事用（ICT活用工事） 〔略〕</u></p> <p>7 留意事項 【各工事用共通】</p> <p>① 岩手県が発注した工事とは、知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等県の組織が発注した全ての工事を含むものとする。</p> <p>② 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。</p>	<p>総合評価落札方式競争入札技術評価基準</p> <p style="text-align: right;">〔平成23年6月29日〕 〔総務第66号〕</p> <p>〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和4年3月23日付け出総第357号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、令和5年3月10日付け出総第334号一部改正、令和6年3月4日付け出総第249号一部改正、<u>令和7年3月10日付け出総第245号一部改正</u></p> <p>第1～第5 〔略〕</p> <p>附則（平成23年6月29日付け総務第66号）～（令和6年3月4日付け出総第249号） 〔略〕 <u>附則（令和7年3月10日付け出総第245号）</u> <u>この基準は、令和7年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">評価基準及び配点（技術提案評価項目A）</p> <p><u>1 土木系（一般土木工事） 〔別紙による〕</u></p> <p><u>2 土木系（ICT活用工事） 〔別紙による〕</u></p> <p><u>3 土木系（災害復旧工事） 〔別紙による〕</u></p> <p><u>4 土木系（海上・海中工事） 〔別紙による〕</u></p> <p><u>5 土木系以外 〔別紙による〕</u></p> <p><u>6 留意事項</u> 【各工事用共通】</p> <p><u>① 工事種別による評価項目の区分は下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">土木系</th> <th style="text-align: center;">土木系以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事種別</td> <td style="text-align: center;">土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事、標識設置工事</td> <td style="text-align: center;">建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事、塗装工事、通信設備工事、消防設備工事、鋼工作物工事、防水工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 岩手県が発注した工事とは、知事部局発注工事のほか、医療局、企業局等県の組織（<u>岩手県出資等法人を除く</u>）が発注した全ての工事を含むものとする。</p> <p>③ 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。</p>		土木系	土木系以外	工事種別	土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事、標識設置工事	建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事、塗装工事、通信設備工事、消防設備工事、鋼工作物工事、防水工事
	土木系	土木系以外					
工事種別	土木工事、舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、造園工事、ボーリング工事、標識設置工事	建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、鋼橋上部工事、機械設備工事、塗装工事、通信設備工事、消防設備工事、鋼工作物工事、防水工事					

改正前	改正後																																														
<p>③ 特定共同企業体として入札に参加する者の評価は、代表者の実績で評価するものとする。</p> <p>④ 経常建設共同企業体として入札に参加する者について、次に掲げる評価項目は企業体の実績があれば評価するものとする。それ以外の評価項目は、代表者の実績で評価するものとする。          企業の施工能力：「工事成績評定」「経営品質の取組（優良工事表彰受賞のみ）」          地域精通度等：「災害応急工事の実績」</p> <p>⑤ 配置予定技術者は、入札公告に掲げる工事に配置する技術者とする。</p> <p>⑥ 配置予定技術者の評価において、評価項目「配置予定技術者の資格と経験年数」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。</p>	<p>④ 特定共同企業体として入札に参加する者の評価は、代表者の実績で評価するものとする。</p> <p>⑤ 経常建設共同企業体として入札に参加する者について、次に掲げる評価項目は企業体の実績があれば評価するものとする。それ以外の評価項目は、代表者の実績で評価するものとする。          企業の施工能力：「工事成績評定」「経営品質の取組（優良工事表彰受賞のみ）」          地域精通度等：「災害応急工事の実績」</p> <p>⑥ 配置予定技術者は、入札公告に掲げる工事に配置する技術者とする。</p> <p>⑦ 配置予定技術者の評価において、評価項目「配置予定技術者の資格と経験年数」で一級相当資格として認めるのは、発注業種に応じて、次に掲げる国家資格等を有する者に限るものとする。</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 457 451 487">発注業種</th> <th data-bbox="460 457 1371 487">資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 493 451 667">土木</td> <td data-bbox="460 493 1371 667">1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 674 451 737">建築一式</td> <td data-bbox="460 674 1371 737">1級建築施工管理技士 一級建築士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 743 451 842">電気設備</td> <td data-bbox="460 743 1371 842">1級電気工事施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 848 451 1087">管設備</td> <td data-bbox="460 848 1371 1087">1級管工事施工管理技士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1094 451 1226">舗装</td> <td data-bbox="460 1094 1371 1226">1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1232 451 1402">鋼橋上部</td> <td data-bbox="460 1232 1371 1402">1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1409 451 1472">プレストレスト・コンクリート</td> <td data-bbox="460 1409 1371 1472">土木と同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1478 451 1724">法面処理</td> <td data-bbox="460 1478 1371 1724">1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1730 451 1936">機械設備</td> <td data-bbox="460 1730 1371 1936">1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、機械・総合技術監理（機械）、機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）</td> </tr> </tbody> </table>	発注業種	資格	土木	1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	建築一式	1級建築施工管理技士 一級建築士	電気設備	1級電気工事施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）	管設備	1級管工事施工管理技士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	舗装	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	鋼橋上部	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	プレストレスト・コンクリート	土木と同じ	法面処理	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	機械設備	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、機械・総合技術監理（機械）、機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 457 1786 487">発注業種</th> <th data-bbox="1795 457 2677 487">資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 493 1786 667">土木</td> <td data-bbox="1795 493 2677 667"><u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 674 1786 737">建築一式</td> <td data-bbox="1795 674 2677 737"><u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 743 1786 842">電気設備</td> <td data-bbox="1795 743 2677 842"><u>1級電気工事施工管理技士</u> <u>技術士（電気電子部門、建設部門、総合技術監理部門（電気電子部門、建設部門））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 848 1786 1087">管設備</td> <td data-bbox="1795 848 2677 1087"><u>1級管工事施工管理技士</u> <u>技術士（機械部門「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門（「流体機器」、「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1094 1786 1226">舗装</td> <td data-bbox="1795 1094 2677 1226"><u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設部門））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1232 1786 1402">鋼橋上部</td> <td data-bbox="1795 1232 2677 1402"><u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u> <u>技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1409 1786 1472">プレストレスト・コンクリート</td> <td data-bbox="1795 1409 2677 1472">土木と同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1478 1786 1724">法面処理</td> <td data-bbox="1795 1478 2677 1724"><u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1730 1786 1936">機械設備</td> <td data-bbox="1795 1730 2677 1936"><u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u> <u>技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、衛生工学部門「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、「水質管理」、「廃棄物・資源循環」））</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1808 1786 1871">塗装</td> <td data-bbox="1795 1808 2677 1871"><u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1877 1786 1906">グラウト</td> <td data-bbox="1795 1877 2677 1906">法面処理と同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1913 1786 1936">通信設備</td> <td data-bbox="1795 1913 2677 1936"><u>1級電気通信工事施工管理技士</u></td> </tr> </tbody> </table>	発注業種	資格	土木	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））</u>	建築一式	<u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u>	電気設備	<u>1級電気工事施工管理技士</u> <u>技術士（電気電子部門、建設部門、総合技術監理部門（電気電子部門、建設部門））</u>	管設備	<u>1級管工事施工管理技士</u> <u>技術士（機械部門「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門（「流体機器」、「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門））</u>	舗装	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設部門））</u>	鋼橋上部	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u> <u>技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」））</u>	プレストレスト・コンクリート	土木と同じ	法面処理	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））</u>	機械設備	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u> <u>技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、衛生工学部門「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、「水質管理」、「廃棄物・資源循環」））</u>	塗装	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u>	グラウト	法面処理と同じ	通信設備	<u>1級電気通信工事施工管理技士</u>
発注業種	資格																																														
土木	1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																																														
建築一式	1級建築施工管理技士 一級建築士																																														
電気設備	1級電気工事施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、電気電子・総合技術監理（電気電子）																																														
管設備	1級管工事施工管理技士 技術士（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）、上下水道・総合技術監理（上下水道）、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）、衛生工学・総合技術監理（衛生工学）、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																																														
舗装	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）																																														
鋼橋上部	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）																																														
プレストレスト・コンクリート	土木と同じ																																														
法面処理	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 技術士（建設・総合技術監理（建設）、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業農村工学」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																																														
機械設備	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）、機械・総合技術監理（機械）、機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）																																														
発注業種	資格																																														
土木	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））</u>																																														
建築一式	<u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u>																																														
電気設備	<u>1級電気工事施工管理技士</u> <u>技術士（電気電子部門、建設部門、総合技術監理部門（電気電子部門、建設部門））</u>																																														
管設備	<u>1級管工事施工管理技士</u> <u>技術士（機械部門「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門、総合技術監理部門（「流体機器」、「熱・動力エネルギー機器」、上下水道部門、衛生工学部門））</u>																																														
舗装	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設部門））</u>																																														
鋼橋上部	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u> <u>技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」））</u>																																														
プレストレスト・コンクリート	土木と同じ																																														
法面処理	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>技術士（建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門（建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」））</u>																																														
機械設備	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>一級建築士</u> <u>技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、衛生工学部門「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」、総合技術監理部門（「鋼構造及びコンクリート」、機械部門、上下水道部門、「水質管理」、「廃棄物・資源循環」））</u>																																														
塗装	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u>																																														
グラウト	法面処理と同じ																																														
通信設備	<u>1級電気通信工事施工管理技士</u>																																														

改正前		改正後	
	器)、上下水道・総合技術監理(上下水道)、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)、衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)、衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		<u>技術士(電気電子部門、総合技術監理部門(電気電子部門))</u>
塗装	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士	<u>しゅんせつ</u>	<u>1級土木施工管理技士</u> <u>技術士(建設部門、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門(建設部門、「水産土木」))</u>
グラウト	法面処理と同じ	<u>造園</u>	<u>1級造園施工管理技士</u> <u>技術士(建設部門、森林部門「林業・林産」又は「森林土木」、総合技術監理部門(建設部門、「林業・林産」、「森林土木」))</u>
通信設備	1級電気通信工事施工管理技士 技術士(電気電子・総合技術監理(電気電子))、電気通信工業業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者	<u>ボーリング</u>	<u>1級建設機械施工管理技士</u> <u>1級土木施工管理技士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>技術士(建設部門、農業部門「農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、上下水道部門「上水道及び工業用水道」、総合技術監理部門(建設部門、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」、「上水道及び工業用水道」))</u>
しゅんせつ	1級土木施工管理技士 技術士(建設・総合技術監理(建設)、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)、水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」))	<u>標識設置</u>	<u>法面処理と同じ</u>
造園	1級造園施工管理技士 技術士(建設・総合技術監理(建設)、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)、森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)、森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」))	<u>鋼工作物</u>	<u>鋼橋上部と同じ</u>
ボーリング	1級建設機械施工管理技士 1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 技術士(建設・総合技術監理(建設)、建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)、農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)、水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)、森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」))	<u>防水</u>	<u>1級建築施工管理技士</u>
<u>消防設備</u>	<u>甲種消防設備士</u>		
標識設置	法面処理と同じ		
鋼工作物	鋼橋上部と同じ		
防水	1級建築施工管理技士		

  

<p>⑦ 配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、その者が主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事に限る。 また、工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事を申請する場合は、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した全期間、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した全期間に従事した工事のみ申請できるものとする。 なお、主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人が途中交代した場合は、全期間の2分の1を超える期間に従事している者を評価対象とする。 ここで、「全期間」とは工事を全面的に一時中止した期間を除いた期間とする。</p> <p>⑧ 工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、現場施工に従事する配置予定技術者のみを申請するものとする。</p> <p>⑨ 申請者が配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合の配置予定技術者に係る申請者の評価点は、「配置予定技術者の要件に関する評価項目」の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定技術者に係る確認書類を提出するものとする。 なお、配置予定技術者を複数配置する場合(工場製作と現場施工に異なる技術者を配置する場合を除く。)は、配置予定技術者を1人に特定できない場合と同様に取り扱うものとし、全ての配置予定技術者を申請した上で、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、「配置予定技術者の要件に関する評価項目」の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定する。</p> <p>⑩ 主任技術者又は監理技術者として若手(申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳</p>	<p>⑧ 配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、その者が主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事に限る。 また、工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事を申請する場合は、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した全期間、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した全期間に従事した工事のみ申請できるものとする。 なお、主任(監理)技術者、専任補助者又は現場代理人が途中交代した場合は、全期間の2分の1を超える期間に従事している者を評価対象とする。 ここで、「全期間」とは工事を全面的に一時中止した期間を除いた期間とする。</p> <p>⑨ 工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、現場施工に従事する配置予定技術者のみを申請するものとする。</p> <p>⑩ 申請者が配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合の配置予定技術者に係る申請者の評価点は、「配置予定技術者の要件に関する評価項目」の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定技術者に係る確認書類を提出するものとする。 なお、配置予定技術者を複数配置する場合(工場製作と現場施工に異なる技術者を配置する場合を除く。)は、配置予定技術者を1人に特定できない場合と同様に取り扱うものとし、全ての配置予定技術者を申請した上で、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、「配置予定技術者の要件に関する評価項目」の評価点の合計が最も低い技術者をもって算定する。</p> <p>⑪ 主任技術者又は監理技術者として若手(申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳未</p>
--	---

改 正 前	改 正 後																																																		
<p>未満の者)又は女性を登用する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)の配置を認めることとし、評価項目のうち配置予定技術者の要件に係る評価を主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価を行うこととする。</p> <p>⑪ 地域精通度等において規定する振興局等管内とは、広域振興局の本局、地域振興センター又は総務センターが所管する区域をいうものとし、以下の表のとおりとする。なお、花巻総務センターの所管区域については、以下の表に従い花巻地区と北上地区に分けて取り扱うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">振興局等</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域 (市町村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡広域振興局</td> <td>盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町</td> </tr> <tr> <td>県南広域振興局本局</td> <td>奥州市 金ケ崎町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>花巻地区</td> <td>花巻市 遠野市</td> </tr> <tr> <td>北上地区</td> <td>北上市 西和賀町</td> </tr> <tr> <td>一関地区</td> <td>一関市 平泉町</td> </tr> <tr> <td>沿岸広域振興局本局</td> <td>釜石市 大槌町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>宮古地区</td> <td>宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村</td> </tr> <tr> <td>大船渡地区</td> <td>大船渡市 陸前高田市 住田町</td> </tr> <tr> <td>県北広域振興局本局</td> <td>久慈市 普代村 洋野町 野田村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二戸地区</td> <td>二戸市 軽米町 九戸村 一戸町</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑫ 申請内容に錯誤等があった場合は、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)し、過大評価については最低点により再評価(0点)とする。 なお、各評価項目ごとの取扱いは、別紙5のとおりとする。</p> <p>[施工実績]、[工事成績評定] [略]</p> <p>[経営品質の取組] ※<u>災害復旧工事中</u>では評価なし</p> <p>① 企業の優良工事の受賞実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>② ISOの認証は、登録証の写しにより証明すること。なお、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定については、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>③ 新分野進出の実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>④ 「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定は、以下の厚生労働省又は岩手県ホームページに掲載されている最新版の実績で確認する。 えるぼし・プラチナえるぼし：<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html</a> くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html</a> いわて女性活躍認定企業等： <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html</a> いわて子育てにやさしい企業等： <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html</a></p> <p>⑤ 厚生労働省又は岩手県ホームページで実績を確認できない場合には、認定を証明する資料(認定証等)で確認する。</p>	振興局等	所 管 区 域 (市町村)	盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	県南広域振興局本局	奥州市 金ケ崎町		花巻地区	花巻市 遠野市	北上地区	北上市 西和賀町	一関地区	一関市 平泉町	沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町		宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町	県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村		二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町	<p>満の者)又は女性を登用する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)の配置を認めることとし、評価項目のうち配置予定技術者の要件に係る評価を主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価を行うこととする。</p> <p>⑫ 地域精通度等において規定する振興局等管内とは、広域振興局の本局、地域振興センター又は総務センターが所管する区域をいうものとし、以下の表のとおりとする。なお、花巻総務センターの所管区域については、以下の表に従い花巻地区と北上地区に分けて取り扱うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">振興局等</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域 (市町村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡広域振興局</td> <td>盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町</td> </tr> <tr> <td>県南広域振興局本局</td> <td>奥州市 金ケ崎町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>花巻地区</td> <td>花巻市 遠野市</td> </tr> <tr> <td>北上地区</td> <td>北上市 西和賀町</td> </tr> <tr> <td>一関地区</td> <td>一関市 平泉町</td> </tr> <tr> <td>沿岸広域振興局本局</td> <td>釜石市 大槌町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>宮古地区</td> <td>宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村</td> </tr> <tr> <td>大船渡地区</td> <td>大船渡市 陸前高田市 住田町</td> </tr> <tr> <td>県北広域振興局本局</td> <td>久慈市 普代村 洋野町 野田村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二戸地区</td> <td>二戸市 軽米町 九戸村 一戸町</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑬ 申請内容に錯誤等があった場合は、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)し、過大評価については最低点により再評価(0点)とする。 なお、各評価項目ごとの取扱いは、別紙5のとおりとする。</p> <p>[施工実績]、[工事成績評定] [略]</p> <p>[経営品質の取組] ※<u>土木系(災害復旧工事)</u>では評価なし</p> <p>① 企業の優良工事の受賞実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>② ISOの認証は、登録証の写しにより証明すること。なお、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定については、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>③ 新分野進出の実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>④ 「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定は、以下の厚生労働省又は岩手県ホームページに掲載されている最新版の実績で確認する。 えるぼし・プラチナえるぼし <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html</a> くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html</a> いわて女性活躍認定企業等 <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html</a> いわて子育てにやさしい企業等 <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html</a> <u>ユースエール</u> <a href="https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/ninteilist.action">https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/ninteilist.action</a></p> <p>⑤ 厚生労働省又は岩手県ホームページで実績を確認できない場合には、認定を証明する資料(認定証等)で確認する。</p>	振興局等	所 管 区 域 (市町村)	盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	県南広域振興局本局	奥州市 金ケ崎町		花巻地区	花巻市 遠野市	北上地区	北上市 西和賀町	一関地区	一関市 平泉町	沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町		宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町	県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村		二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町
振興局等	所 管 区 域 (市町村)																																																		
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町																																																		
県南広域振興局本局	奥州市 金ケ崎町																																																		
	花巻地区	花巻市 遠野市																																																	
	北上地区	北上市 西和賀町																																																	
	一関地区	一関市 平泉町																																																	
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町																																																		
	宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村																																																	
	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町																																																	
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村																																																		
	二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町																																																	
振興局等	所 管 区 域 (市町村)																																																		
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町																																																		
県南広域振興局本局	奥州市 金ケ崎町																																																		
	花巻地区	花巻市 遠野市																																																	
	北上地区	北上市 西和賀町																																																	
	一関地区	一関市 平泉町																																																	
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町																																																		
	宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村																																																	
	大船渡地区	大船渡市 陸前高田市 住田町																																																	
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村																																																		
	二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町																																																	

改正前	改正後												
<p>[資格取得の取組]</p> <p>① 技術者の資格取得の実績は、以下により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は【各工事用共通】⑥の表に示す資格とし、発注業種は問わない。</li> <li>資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。</li> </ul> <p>② 登録基幹技能者の実績は、以下により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、以下の（一財）建設業振興基金ホームページに掲載されている登録基幹技能者 <u>を対象</u>とし、発注業種は問わない。  <a href="https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php">https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php</a></li> <li>登録基幹技能者講習修了証及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。</li> </ul> <p>[施工経験]、[配置予定技術者の工事成績評価] [略]</p> <p>[配置予定技術者の表彰実績] ※<u>災害復旧工事中</u>では評価なし</p> <p>① 配置予定技術者の優良工事の受賞実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>② 「優秀施工者岩手県知事表彰」及び「東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」の受賞実績は、表彰状の写しを提出すること。</p>	<p>[資格取得の取組]</p> <p>① 技術者の資格取得の実績は、以下により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は【各工事用共通】⑦の表に示す資格とし、発注業種は問わない。</li> <li>資格の取得状況及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。</li> </ul> <p>② 登録基幹技能者の実績は、以下により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象は、以下の（一財）建設業振興基金ホームページに掲載されている登録基幹技能者とし、発注業種は問わない。  <a href="https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php">https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php</a></li> <li>登録基幹技能者講習修了証及び雇用関係を証明する資料の写しにより証明すること。</li> </ul> <p>[建設キャリアアップシステムの取組]</p> <p>① <u>建設キャリアアップシステムの活用は、今回工事の現場にカードリーダーを設置し就業履歴を蓄積する場合に評価するものとし、総合評価技術提案書の該当欄への記載（○）により確認する。</u>  <u>なお、建設キャリアアップシステムの活用を申請する場合は、契約事項として取り扱い、契約後、受注者は以下の内容を実施するものとし、工事完了までに発注者に実施内容を報告するものとする。この際、やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評価における技術提案履行確認を「不履行」として扱うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1587 804 2686 1039"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>基準</th> <th>(参考) 実施状況の確認書類例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能者情報登録</td> <td>1名以上</td> <td>就業履歴一覧（月別カレンダー）</td> </tr> <tr> <td>現場情報登録</td> <td>当該現場の登録</td> <td>現場・契約情報</td> </tr> <tr> <td>就業履歴情報登録</td> <td>カードリーダー等を設置し、建設キャリアアップシステム技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）を30人日以上</td> <td>就業履歴一覧（月別カレンダー） カードリーダー等の現場設置状況、使用状況写真</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>上表における技能者とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者（一人親方を含む。）で、建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者を指す。</u></li> <li><u>工事現場での実働日数が短く、就業履歴情報の登録が30人日未満となる工事においては、工事着手から完了までの全実働日で活用するものとする。</u>  <u>ただし、現場事務所設置及び起工測量、他工事との調整等で技能者が就業した日を除き現場作業が全くない期間のほか、工場製作の期間についても対象外とする。</u></li> <li><u>受注者は、（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。</u></li> </ul> <p>② <u>建設キャリアアップシステムの活用は、現場作業がない工事（製作のみの場合など）は評価の対象外とする。この場合、建設キャリアアップシステム事業者登録がある場合、当該項目のみは評価対象となる。</u></p> <p>③ <u>建設キャリアアップシステム事業者登録の有無は、以下の（一財）建設業振興基金ホームページにおいて公開事業者情報として掲載されている最新版の実績で確認する。</u>  <a href="https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search">https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search</a></p> <p>[施工経験]、[配置予定技術者の工事成績評価] [略]</p> <p>[配置予定技術者の表彰実績] ※<u>土木系（災害復旧工事）</u>では評価なし</p> <p>① 配置予定技術者の優良工事の受賞実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する。</p> <p>② <u>「優良県営建設工事表彰」を受けた工事の主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人であることの証明は、CORINSの写しにより行うものとする。</u>  <u>CORINSに登録されていない場合には、契約書の写し（工事名、工期、最終請負額、発注者及び受注者印、工事实績が確認できる部分）及び当該工事の主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人であることを証明する資料の写し（従事期間の確認ができるもの）を提出すること。</u></p> <p>③ 「優秀施工者岩手県知事表彰」及び「東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」の受賞実績は、表彰状の写しを提出すること。</p>	実施項目	基準	(参考) 実施状況の確認書類例	技能者情報登録	1名以上	就業履歴一覧（月別カレンダー）	現場情報登録	当該現場の登録	現場・契約情報	就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、建設キャリアアップシステム技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）を30人日以上	就業履歴一覧（月別カレンダー） カードリーダー等の現場設置状況、使用状況写真
実施項目	基準	(参考) 実施状況の確認書類例											
技能者情報登録	1名以上	就業履歴一覧（月別カレンダー）											
現場情報登録	当該現場の登録	現場・契約情報											
就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、建設キャリアアップシステム技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）を30人日以上	就業履歴一覧（月別カレンダー） カードリーダー等の現場設置状況、使用状況写真											

改正前	改正後																		
<p>[配置予定技術者の資格と経験年数] [略]</p> <p>[配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組み状況]</p> <p>① 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組み状況は、各団体が発行する証明書の写しにより確認する。以下 [略]</p> <p>[若手技術者又は女性技術者の配置の有無]</p> <p>① 「若手」とは、申請期限の日現在において、満40歳をむかえていないものとし、満40歳の誕生日が申請期限の日の2日後以降の者とする（年齢計算ニ関スル法律に基づく）。 なお、女性技術者の場合は、年齢を問わない。 例)</p> <table border="1" data-bbox="326 567 1380 682"> <thead> <tr> <th>申請期限の日</th> <th>満40歳の誕生日</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2 . 4 . 1</td> <td>R 2 . 4 . 3</td> <td>若手である</td> </tr> <tr> <td>R 2 . 4 . 1</td> <td>R 2 . 4 . 2</td> <td>若手ではない</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 年齢（生年月日）及び性別を確認できる資料（<u>健康保険証や運転免許証等</u>）を提出すること</p> <p>[配置予定技術者の週休2日制の取組実績] [略]</p> <p>[災害活動の実績等]</p> <p>① 災害活動の実績は、以下の活動を評価の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの。）</li> </ul> <p>(例) 自主的な<u>巡回パトロールや</u>通行規制支援など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの。） ただし、維持修繕業務等で実施した災害活動の実績は、本項目の評価対象としない。 (例) ・巡回パトロールや通行規制支援</li> <li>業務委託等で発注されたもので、啓開作業、排水処理、通行規制などの出来高管理が必要ないもの。</li> </ul> <p>② 災害発生時における応急対応の実績は、様式第3-9号災害活動実施申告書に対象年度の活動実績を記入したもの（必要箇所に押印のあるもの）の写しにより証明すること。</p> <p>③ 災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された活動実績は以下の資料により証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害協定等の発注者からの要望に基づく活動であることを証明する資料（県等からの要請書等）</li> <li>契約書の写し。契約書により実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しにより証明すること。</li> </ul> <p>④ 災害協定の有無は、申請期限の日現在有効な協定書及び担当地区又は担当路線等がわかる資料の写しによって証明すること。災害協定は岩手県と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結（例：国土交通省東北地方整備局長、東北6県知事、業界団体）したものは評価しない。 なお、担当地区又は担当路線等は以下の資料のいずれかで証明すること。ただし、担当地区又は担当路線等の割り当てが設けられていない協定についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災協定証明書（最新の証明書に限る。）</li> <li>広域振興局土木部等に提出した緊急連絡系統図等（最新の資料で、日付が記載された添書も含む。）</li> </ul>	申請期限の日	満40歳の誕生日	評価	R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 3	若手である	R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 2	若手ではない	<p>[配置予定技術者の資格と経験年数] [略]</p> <p>[配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組]</p> <p>① 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組は、各団体が発行する証明書の写しにより確認する。以下 [略]</p> <p>[若手技術者又は女性技術者の配置の有無]</p> <p>① 「若手」とは、申請期限の日現在において、満40歳をむかえていないものとし、満40歳の誕生日が申請期限の日の2日後以降の者とする（年齢計算ニ関スル法律に基づく）。 なお、女性技術者の場合は、年齢を問わない。 例)</p> <table border="1" data-bbox="1647 567 2700 682"> <thead> <tr> <th>申請期限の日</th> <th>満40歳の誕生日</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2 . 4 . 1</td> <td>R 2 . 4 . 3</td> <td>若手である</td> </tr> <tr> <td>R 2 . 4 . 1</td> <td>R 2 . 4 . 2</td> <td>若手ではない</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 年齢（生年月日）及び性別を確認できる資料（<u>マイナンバーカードや住民票等の写し</u>）を提出すること</p> <p>[配置予定技術者の週休2日制の取組実績] [略]</p> <p>[災害活動の実績等] <u>※土木系以外では評価なし</u></p> <p>① 災害活動の実績は、以下の活動を評価の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの。） <u>ただし、止むを得ない場合を除き施設管理者へ事前連絡したものに限り評価の対象とする。</u></li> </ul> <p>(例) <u>自主的な</u>通行規制支援など <u>なお、災害協定等の発注者の要請に基づかない自主的な巡回パトロールは本項目の評価対象としない。</u> <u>また、災害協定等の発注者の要請に基づく応急対応の実績（下記、対価の支払いを受けているものに該当しないもの）については、巡回パトロールも評価の対象とする。この場合は、施設管理者への事前連絡は要しないものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの。） ただし、維持修繕業務等で実施した災害活動の実績は、本項目の評価対象としない。 (例) ・巡回パトロールや通行規制支援</li> <li>業務委託等で発注されたもので、啓開作業、排水処理、通行規制などの出来高管理が必要ないもの。</li> </ul> <p>② 災害発生時における応急対応の実績は、様式第3-9号災害活動実施申告書に対象年度の活動実績を記入したもの（必要箇所に押印のあるもの）の写しにより証明すること。</p> <p>③ 災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された活動実績は以下の資料により証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害協定等の発注者からの要望に基づく活動であることを証明する資料（発注者からの要請書等）</li> <li>契約書の写し。契約書により実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しにより証明すること。</li> </ul> <p>④ 災害協定の有無は、申請期限の日現在有効な協定書及び担当地区又は担当路線等がわかる資料の写しによって証明すること。災害協定は岩手県と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結（例：国土交通省東北地方整備局長、東北6県知事、業界団体）したものは評価しない。 なお、担当地区又は担当路線等は以下の資料のいずれかで証明すること。ただし、担当地区又は担当路線等の割り当てが設けられていない協定についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災協定証明書（最新の証明書に限る。）</li> <li>広域振興局土木部等に提出した緊急連絡系統図等（最新の資料で、日付が記載された添書も含む。）</li> </ul>	申請期限の日	満40歳の誕生日	評価	R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 3	若手である	R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 2	若手ではない
申請期限の日	満40歳の誕生日	評価																	
R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 3	若手である																	
R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 2	若手ではない																	
申請期限の日	満40歳の誕生日	評価																	
R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 3	若手である																	
R 2 . 4 . 1	R 2 . 4 . 2	若手ではない																	

改正前	改正後
<p>〔雇用対策の実績〕</p> <p>① 「障がい者」の常時雇用は、以下により証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられている<b>業者</b>の場合、公共職業安定所長に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しにより法定雇用率を達成していること（若しくは身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを証明のこと。</li> <li>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられていない<b>業者</b>の場合、申請期限の日現在、障がい者の常時雇用を証明する書類（障害者手帳等及び雇用を証明する書類）により証明のこと。</li> </ul> <p>② 〔略〕</p> <p>③ 学卒者を含む県内居住者の新規雇用は、以下の資料の写しにより証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用（雇用年月日及び期間）の証明 <ul style="list-style-type: none"> <li>i <b>健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書</b></li> </ul> </li> </ul> <p>以下〔略〕</p> <p>〔無償奉仕活動の実績〕 ※<b>災害復旧工事事用</b>では評価なし 以下〔略〕</p> <p>〔維持修繕業務等の実績〕 ※<b>災害復旧工事事用</b>では評価なし 以下〔略〕</p> <p>〔災害応急工事の実績〕</p> <p>①～④ 〔略〕</p> <p><b>【海上・海中工事事用】</b> 以下〔略〕</p> <p><b>【一般、災害復旧及び海上・海中工事事用（ICT活用工事事用）】</b> 以下〔略〕</p> <p>別紙2～別紙4 〔略〕</p> <p>別紙5</p> <p>技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い</p> <p>1 取扱いの基本 〔略〕</p> <p>2 具体的な判断基準</p>	<p>〔雇用対策の実績〕</p> <p>① 「障がい者」の常時雇用は、以下により証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられている<b>企業</b>の場合、公共職業安定所長に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しにより法定雇用率を達成していること（若しくは身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを証明のこと。</li> <li>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられていない<b>企業</b>の場合、申請期限の日現在、障がい者の常時雇用を証明する書類（障害者手帳等及び雇用を証明する書類）により証明のこと。</li> </ul> <p>② 〔略〕</p> <p>③ 学卒者を含む県内居住者の新規雇用は、以下の資料の写しにより証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用（雇用年月日及び期間）の証明 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 雇用保険被保険者資格取得確認通知書</li> </ul> </li> </ul> <p>以下〔略〕</p> <p>〔無償奉仕活動の実績〕 ※<b>土木系（災害復旧工事事用）及び土木系以外</b>では評価なし 以下〔略〕</p> <p>〔維持修繕業務等の実績〕 ※<b>土木系（災害復旧工事事用）及び土木系以外</b>では評価なし 以下〔略〕</p> <p><b>【土木系（災害復旧工事事用）】</b> 〔災害応急工事の実績〕</p> <p>①～④ 〔略〕</p> <p><b>⑤ 評価の対象となる応急工事は、請負工事契約を締結しているものとし、維持修繕業務委託で実施した応急工事事用や、建設機械等借上単価契約において実施した応急工事事用は評価の対象としない。</b></p> <p><b>【土木系（海上・海中工事事用）】</b> 以下〔略〕</p> <p><b>【土木系（ICT活用工事事用）】</b> 以下〔略〕</p> <p>別紙2～別紙4 〔略〕</p> <p>別紙5</p> <p>技術提案評価項目Aにおいて申請内容に錯誤等があった場合の取扱い</p> <p>1 取扱いの基本 〔略〕</p> <p>2 具体的な判断基準</p>

改正前			改正後			
評価項目	申請内容に錯誤があった場合		評価項目	申請内容に錯誤があった場合		
	自己評価点（点数変更なし）	最低点再評価（0点）		自己評価点（点数変更なし）	最低点再評価（0点）	
企業の施工能力	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> </ul>	施工実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> </ul>
	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請点数より下位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請点数より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が実績点数と異なり、下位配点区分に変更となる場合</li> <li>発注業種と異なる工事成績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合</li> </ul>	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請点数より下位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請点数より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が実績点数と異なり、下位配点区分に変更となる場合</li> <li>発注業種と異なる工事成績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合</li> </ul>
	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合</li> </ul>	経営品質の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象外の表彰実績又はISO取得実績等を申請した場合</li> </ul>
	資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合</li> <li>①②の申請実績の両方又はいずれか一方が確認できない場合</li> </ul>	資格取得の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>評価項目「雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者を申請した場合</li> <li>①②の申請実績の両方又はいずれか一方が確認できない場合</li> </ul>
配置予定技術者の要件	施工経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合</li> </ul>	施工経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の施工経験を申請した場合</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>事業者登録なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で登録が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②の実績を申請した場合において、事業者登録が確認できない場合</li> </ul>



改正前			改正後		
配置予定技術者の工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請点数より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の工事成績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合</li> </ul>	配置予定技術者の工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請点数より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>主任（監理）技術者、専任補助者、現場代理人以外の工事成績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の工事成績評定点を申請した場合</li> </ul>
配置予定技術者の表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象外の表彰実績を申請した場合</li> </ul>	配置予定技術者の表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類等で実績が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象外の表彰実績を申請した場合</li> </ul>
配置予定技術者の資格と経過年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>今回の発注業種に応じた資格でない場合</li> </ul>	配置予定技術者の資格と経過年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>今回の発注業種に応じた資格でない場合</li> </ul>
配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>証明書類が指定した期間外の場合</li> <li>指定した証明書類で証明されなかった場合</li> </ul>	配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>証明書類が指定した期間外の場合</li> <li>指定した証明書類で証明されなかった場合</li> </ul>
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より上位の配点の場合</li> </ul>	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より上位の配点の場合</li> </ul>
配置予定技術者の週休2日制の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>指定した証明書類で証明されなかった場合</li> <li>証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合</li> </ul>	配置予定技術者の週休2日制の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>指定した証明書類で証明されなかった場合</li> <li>証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合</li> </ul>
配置予定技術者のICT活用工事の施工実績（ICT活用工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請<b>実績</b>が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>指定した証明書類で証明されなかった場合</li> <li>証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合</li> </ul>	配置予定技術者のICT活用工事の施工実績（ICT活用工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>指定した証明書類で証明されなかった場合</li> <li>証明書に配置予定技術者の氏名が記載されていない場合</li> </ul>
			配置予定技術者の要件		

改正前			改正後			
地域精通度等	地域内拠点の有無	・自己評価点が申請より下位の配点の場合	・自己評価点が申請より上位の配点の場合	地域内拠点の有無	・自己評価点が申請より下位の配点の場合	・自己評価点が申請より上位の配点の場合
	災害活動の実績等	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・①②の申請実績の両方又はいずれか一方が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・証明書類が指定した期間外の場合	災害活動の実績等	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・①②の申請実績の両方又はいずれか一方が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・証明書類が指定した期間外の場合
	雇用対策の実績	・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・対象期間外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合	雇用対策の実績	・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・対象期間外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合
	無償奉仕活動の実績	・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象活動以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合	無償奉仕活動の実績	・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・対象箇所（工事箇所かつ本社）以外の実績を申請した場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象活動以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合
	維持修繕業務等の実績	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象業務（建築物の緊急修繕工事を含む）以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合	維持修繕業務等の実績	・自己評価点が申請実績より下位の配点の場合 ・実績等なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・自己評価点が申請実績より上位の配点の場合 ・対象期間外の実績を申請した場合 ・対象業務（建築物の緊急修繕工事を含む）以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	災害応急工事の実績（災害復旧工事用）	・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・指定した災害以外の災害での実績を申請した場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合	災害応急工事の実績（災害復旧工事用）	・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・指定した災害以外の災害での実績を申請した場合 ・客観性の乏しい証明書類により証明した場合
	船舶の所有状況（海上・海中工事用）	・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・指定した船舶以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合	船舶の所有状況（海上・海中工事用）	・実績なしで申請したにもかかわらず、証明書類で実績が確認された場合	・指定した船舶以外の実績を申請した場合 ・指定した証明書類で証明されなかった場合
<p>様式第1-1-1号～様式第1-3-6号 [略]</p> <p>様式第1-4号 [略]</p> <p>様式第2-1号～様式第2-3号 [略]</p> <p>様式第3-1-1号～様式第3-3-6号 [略]</p>			<p>様式第1-1-1号～様式第1-3-5号 [別紙による]</p> <p>様式第1-4号 [略]</p> <p>様式第2-1号～様式第2-3号 [略]</p> <p>様式第3-1-1号～様式第3-3-5号 [別紙による]</p>			
改正理由			<p>1 総合評価算定基準の追加及び技術提案評価項目Aの見直しに伴う改正</p> <p>2 その他所要の整備</p>			